

(仮称) 第7次千代田区ジェンダー平等推進
行動計画策定に向けた提言 (案)

令和8年2月

千代田区男女平等推進区民会議

ま え が き

千代田区男女平等推進区民会議

会長 坂本 文武

目次

(仮称)第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画に関する提言	1
1. 提言の位置づけ	1
2. 基本的な考え方の踏襲と計画策定の視点	2
第6次計画の基本理念・基本的な考え方・目標.....	4
3. 基本的な考え方に基づく現状認識と提言.....	5
資料編.....	11
資料1 千代田区男女平等推進区民会議設置要綱.....	12
資料2 千代田区男女平等推進区民会議委員名簿.....	14
資料3 千代田区男女平等推進区民会議開催状況.....	16

(仮称)第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画に関する提言

1. 提言の位置づけ

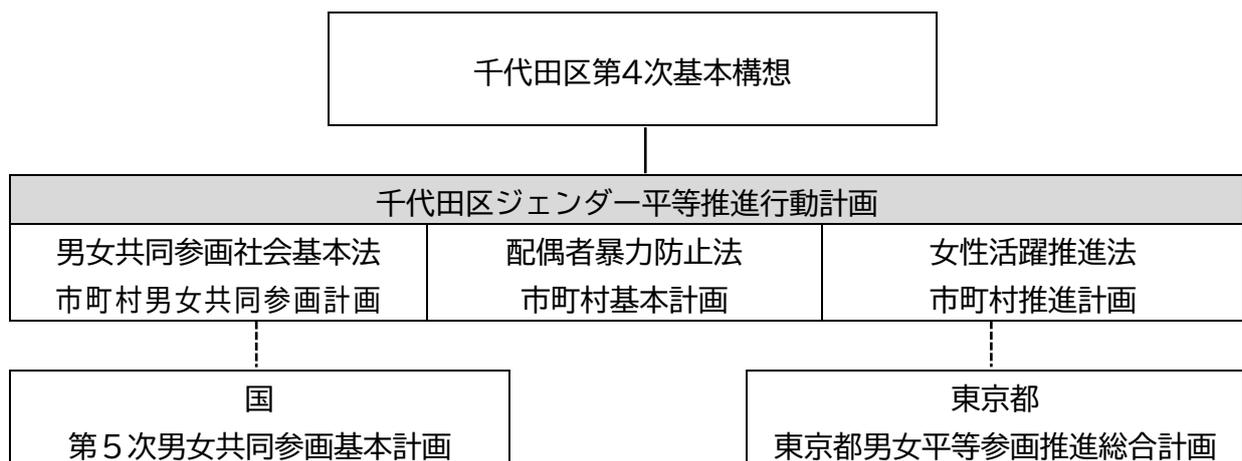
千代田区男女平等推進区民会議（以下「区民会議」という。）は、区がめざす男女共同参画社会の実現に向けて、「千代田区ジェンダー平等推進行動計画」の推進方策など男女平等施策への提言などを行うことを目的に、学識経験者、一般事業主の団体又はその連合団体、公共団体の機関、関係団体の代表及び公募区民で構成されています。

区民会議では、第6次ジェンダー平等推進行動計画（以下「第6次計画」という。）策定後の国、都の動向、第6次計画の評価と課題や令和7（2025）年度に実施した「千代田区ジェンダーに関する意識・実態調査（以下「意識・実態調査」という。）」の報告をもとに、意見交換を行いました。

この提言は、区の現状や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、（仮称）第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画（以下「第7次計画」という。）に盛り込むべき事柄に関する区民会議の意見を集約したものとなっています。

〔参考〕第6次計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法に基づく計画であるとともに、配偶者暴力防止法に基づく「千代田区配偶者暴力対策基本計画」及び女性活躍推進法に基づく「千代田区女性活躍推進計画」として位置づけられています。



2. 基本的な考え方の踏襲と計画策定の視点

第6次計画の基本的な考え方を踏襲し、国の第6次男女共同参画基本計画（骨子案）や東京都男女共同参画推進総合計画などを勘案したうえで、以下の視点を反映し、施策の方向を再構成することを提言します。

一つ目は、ジェンダー主流化の取組による多様な幸せ（well-being）の実現です。

国の第6次男女共同参画基本計画（骨子案）では、すべての人が多様な生き方を選択でき、心身ともに満たされた状態で生活できる社会、すなわち well-being の実現が重要視されています。これは、単に男女の形式的な平等にとどまらず、一人ひとりの状況や背景の違いを踏まえ、それぞれの「幸せ」が尊重される社会を目指す考え方です。

また、ジェンダーの視点を個別施策に限定せず、少子化、防災、福祉、教育、産業など、あらゆる政策分野に組み込む「ジェンダー主流化」の重要性が示されています。ジェンダーによる不利益が生じていないかを点検し、改善につなげる姿勢が求められます。

さらに、長時間労働慣行や制度設計、社会規範など、格差の背景にある構造的課題への対応も不可欠です。第7次計画では、こうした国の理念を踏まえ、区の施策全体に反映させることで、実効性の高いジェンダー平等施策を進めていくことを求めます。

二つ目は、女性が安全・安心して生活でき、いきいきと活躍できる環境の実現です。

国の第6次男女共同参画基本計画（骨子案）では、性別にかかわらず誰もが暴力や差別のない環境で生活し、自らの能力を最大限に発揮できる社会の構築が重要な柱として位置づけられています。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定の趣旨を踏まえ、生活上の困難を抱えた女性に対する自立支援に重きを置いた包括的な支援体制の整備が求められています。

また、職場や地域におけるハラスメントの防止、安心して働き続けられる就労環境の整備、育児・介護との両立支援など、女性が「安全」と「活躍」を両立できる社会基盤の強化も不可欠です。これらは単に女性支援にとどまらず、地域全体の活力向上にも直結する重要な視点です。

第7次計画においては、区内の実態を丁寧に把握し、暴力防止・相談支援体制の強化、ハラスメントの未然防止、働きやすい環境整備などを総合的に進めることで、女性が安心して暮らし、いきいきと活躍できる千代田区の実現を目指すことを求めます。

三つ目は、関係機関の連携強化によるジェンダー平等の実現です。

ジェンダー平等の推進は、行政だけで完結するものではなく、地域社会、教育機関、企業、医療・福祉機関、警察・司法、NPOなど、多様な主体が連携して取り組むことが不可欠です。国の第6次男女共同参画基本計画（骨子案）でも、関係機関のネットワーク構築や情報共有の強化、地域全体での支援体制づくりの重要性が繰り返し強調されています。

特に、DV・性暴力被害者支援、子育て・介護支援、就労支援、地域防災など、複合的な課題が絡み合う分野では、単独の機関では対応が難しく、横断的な連携が実効性を高める鍵と

なります。また、区民や企業との協働を通じて、ジェンダー平等に関する理解促進や意識改革を進めることも重要です。

第7次計画では、既存のネットワークをさらに強化するとともに、新たな連携の仕組みづくりを進め、区内の多様な主体が一体となってジェンダー平等を推進する体制を構築していくことを求めます。

第6次計画の基本理念・基本的な考え方・目標

【基本理念】

性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現

【基本的な考え方】

性別や性的指向、
性自認にかかわらず、だれもが尊重
さ
れる社会をめざす

多様なライフ
スタイルが実
現できる社会
をめざす

互いに認め合
い、だれもが
参画できる社
会をめざす

【目標】

① 人権を尊重し、健康的な生活を支援する

② 配偶者・児童等への暴力や性的いやがらせ行為・性暴力を根絶する

③ ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する

④ 地域社会における男女共同参画をすすめる

⑤ 行動計画の推進体制を充実する

3. 基本的な考え方に基づく現状認識と提言

1 性別や性的指向性自認にかかわらず、だれもが尊重される社会をめざす

■現状と課題

千代田区では男女共同参画の認知が進み、固定的な性別役割意識は低下傾向にあるものの、家庭や職場、地域活動など日常生活における行動変化には十分結びついていません。家事・育児・介護の分担や職場での無意識の偏見が残り、青少年層では社会全体に対する平等感が低下し、SNSによる差別的情報の影響も懸念されます。

ジェンダー理解を深める教育の重要性が高まる一方、LGBTQなど多様な性への理解は進んでいるものの、偏見や差別は依然存在し、相談環境の整備や心理的ハードルの軽減に向けた取組が必要です。

国の第6次男女共同参画基本計画（骨子案）では、well-beingや多様な幸せの実現が重視され、千代田区でも人権尊重を超えた安心できる生活環境の構築が課題です。

配偶者暴力、性暴力、児童虐待などジェンダーに基づく暴力は依然発生し、被害者は女性に限らず男性や子ども、LGBTQにも及びます。暴力は貧困や孤立など複合的課題と絡み、長期化しやすく、早期に対応することのできる支援体制の確立が急務です。

■区民会議での主な意見

- ジェンダー平等によって何を指すのか、その先にある姿（well-being）を明確にすべき
- 多様性の原点は「個の違いを知り、活かすこと」であり、「equity（公正）」の視点が重要
- 家族の多様性や性に関する教育・文化を、タブー視から一歩進める必要がある
- 小さな声をすくい上げ、敬意をもって対話する「リスペクトとエール」の文化が必要
- 家庭内での意識は変わりつつあるが、行動変容には至っていない
- アンコンシャス・バイアスが依然として根強く残っている
- LGBTQなどマイノリティの視点を、教育・医療・生活全般で広げる必要がある
- 課題解決型にとどまらず、暴力が生じる構造を明確にすべき
- 性や人権に関する教育を、予防の観点から体系的に行う必要がある
- 「性文化」を社会としてどう育てるかという視点が欠けている
- デートDVなど、若年層の暴力の定義や理解が不十分
- 困難女性支援法の趣旨を踏まえ、弱者・困難を抱える人への支援が重要

■提言

提言1 多様な幸せ（Well-being）の実現やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への気づきを促す取組を展開するなど、様々な場面を通じて人権尊重の意識啓発を行う

人権を尊重し、誰もが健康的で安心した生活を送ることができる社会を実現するためには、ジェンダー平等に関する理解を理念にとどめず、具体的な行動変容につなげていく取組が不可欠です。家庭、学校、職場、地域といった日常の生活場面を想定した啓発や学習機会を充実させ、個々人が自らの行動を見直す契機を提供することを求めます。

社会教育や企業研修とも連動させ、アンコンシャス・バイアスへの気づきを促す取組を継続的に展開するとともに、特に、学校教育においては、発達段階に応じた実践的なジェンダー教育を推進し、青少年が多様な価値観を尊重しながら主体的に考える力を育むことを求めます。

提言2 安心して相談できる環境づくりを進めるとともに、制度面においても包摂的な対応を検討・推進する

LGBTQを含む多様な人々が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の周知徹底や区内大学をはじめとした関係団体との連携強化、SNS相談やオンライン相談の拡充など、利用しやすい相談環境を構築するとともに、制度や運用面においても包摂的な対応を検討し、当事者が孤立することなく必要な支援につながる仕組みを整えることを求めます。

国が掲げるwell-beingの理念を踏まえ、ジェンダー平等の推進を生活の質の向上という観点から捉え直し、区民一人ひとりが「自分らしく生きられる」と実感できる施策を総合的に展開することを求めます。

提言3 配偶者暴力防止法や困難女性支援法等の改正を踏まえ、相談、保護、自立支援まで切れ目のない体制を強化する

ジェンダーに基づくあらゆる暴力を根絶するためには、被害者支援の充実と同時に、暴力を生まない社会環境の構築が不可欠です。配偶者暴力防止法や困難女性支援法等の趣旨を踏まえ、相談、緊急対応、保護、自立支援に至るまで切れ目のない支援体制を整備する必要があります。庁内関係部署や警察、医療機関、民間支援団体との連携を強化し、被害者が一度の相談で必要な支援につながる体制を構築することを求めます。

提言4 デートDVを含め、青少年の虐待・性暴力の被害を防ぐための取組を強化する

学校教育においては、人権尊重やジェンダー平等の視点から、暴力の未然防止を目的とした教育を体系的に実施し、加害・被害・傍観のいずれの立場にもならないための意識醸成を図る必要があると考えます。あわせて、民間支援団体との協働によるアウトリーチ支

援を強化し、孤立しがちな被害者を早期に発見し、確実に支える包括的な仕組みを構築することを提案します。

配偶者や交際相手、児童等に対する暴力は、顕在化しにくく、家庭内や若年層の関係性の中で見過ごされがちです。特にデートDVなどについては、その定義や問題性が十分に共有されているとは言い難く、困難女性支援法の理念も踏まえ、暴力を個別事案としてではなく、生活困難や孤立と結びついた構造的課題として捉え、予防教育と早期支援を強化していくことを求めます。

2 多様なライフスタイルが実現できる社会をめざす

■現状と課題

働き方改革の進展により、男性の育児・介護参画への意識は高まりつつあるものの、実際の行動や制度利用には依然として大きな壁が存在しています。長時間労働慣行や成果主義的な職場文化、代替要員確保の難しさなどが、育児休業や介護休業の取得を妨げており、区内企業に対する継続的な支援が必要です。

また、中小企業においては、人材やノウハウの不足から制度運用への負担感が大きく、法改正への対応が十分に進んでいない現状があります。こうした環境は、女性が出産・育児期にキャリアを中断せざるを得ない要因となり、昇進や賃金格差の拡大にもつながっています。

国では、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正を通じて、企業に対し実効性ある取組を求めています。千代田区は多くの事業所が集積する都市型自治体であり、昼間人口は100万人を超えます。区内で働く人の生活の質や働き方は、区民のみならず広域に影響を及ぼす点を踏まえる必要があります。

■区民会議での主な意見

- 産業領域では、義務的な男女平等ではなく、イノベーションや便益の視点が必要
- 性差を「是正するもの」だけでなく「活かすもの」として捉え直したい
- 昼間人口・企業集積という千代田区の特徴をどう位置付けるか整理が必要
- 家庭では女性の発言力が増しているが、企業では依然として遅れている
- ワーク・ライフ・バランスが実感できていない
- 企業の意識を「揺さぶる」取組が必要
- 誰もが働きやすい環境、リスキリング、高齢期までの就労を視野に入れる必要がある

■提言

提言5 企業規模や実情に応じた制度周知と支援を一層強化する

家庭内では男女の役割意識に変化がみられる一方、企業や職場においては、依然として長時間労働や固定的な働き方が根強く、ワーク・ライフ・バランスが十分に実感されていない状況です。ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を推進するためには、制度

の整備に加え、ハラスメントを防止し、職場文化そのものを変革していく視点が不可欠です。法改正の内容や先進事例について、企業規模や業種に応じたきめ細かな情報提供と支援の強化を求めます。特に中小企業に対しては、制度導入への心理的・実務的負担を軽減することが重要と考えます。

提言6 女性のキャリア継続・活躍が可能となる環境整備を推進する

経営層や管理職への働きかけを通じて、男性の育児・介護参画を前提とした働き方への転換を更に促進し、取得しやすい職場環境を整備する必要があります。柔軟な勤務形態やテレワークの活用を進め、誰もが家庭責任を担いながら働ける環境を構築することを求めます。

さらに、女性のキャリア継続や再就職支援、スキルアップ支援を充実させることで、ライフイベントに左右されない多様な働き方を実現する必要があります。また、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現は、単なる義務的対応ではなく、企業や社会の持続的成長につながる重要な要素であり、性差を是正する視点に加え、多様な視点を活かしたイノベーション創出の観点を取り入れることを提案します。

3 互いに認め合い、だれもが参画できる社会を目指す

■現状と課題

審議会や管理職、町会・自治会など地域団体における女性の参画率は伸び悩んでおり、構成が高齢男性層に偏る傾向が続いています。時間的制約や責任の重さへの不安が、女性や若年層の参画を妨げ、地域活動が一部の担い手に依存する構造となっています。

また、防災・復興分野においては、令和6年能登半島地震における被災者支援の過程で、避難所運営や支援物資の配布において女性のニーズが十分に反映されなかった事例が報告されています。今後、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中で、平常時からジェンダー平等の視点を取り入れた防災体制が十分には整備されていない状況です。

国の基本計画においても、防災・復興分野へのジェンダー主流化が求められており、地域社会全体での意識改革と体制整備が急務となっています。

ジェンダー平等施策は、福祉、教育、労働、防災など多岐にわたる分野に関係しますが、施策が分野ごとに進められ、ジェンダーの視点が十分に横断的に反映されていない場合があります。また、計画の進捗状況や成果が区民にとって分かりにくく、取組の意義や効果が十分に共有されていない状況がみられます。

国の第6次男女共同参画基本計画（骨子案）では、すべての政策分野にジェンダーの視点を組み込む「ジェンダー主流化」が強調されており、自治体においても推進体制の強化が求められています。千代田区においても、庁内連携や評価体制のさらなる充実が課題となります。

■区民会議での主な意見

- 意思決定過程への少数派の参画は引き続き重点課題
- 千代田区は住民の多様性が高く、自治組織の改革が必要
- 町会・自治会の高齢化、担い手不足
- 神田祭など地域文化の継承と、若い世代・多様な人の参画が必要
- 大規模災害の発生を前提に、男女共同参画の視点からの防災を強化すべき
- ジェンダー視点での防災対策、LGBTQへの配慮が不足
- 行動計画の対象範囲が拡大しすぎており、構造整理が必要
- 学校・企業・地域をつなぐ視点が重要
- 計画を「網羅型」から「戦略型」へ転換
- MIW等を核とした横断的展開を強調

■提言

提言7 政策・意思決定過程における女性の参画を拡大し、地域の女性リーダーの育成を行う

地域社会におけるジェンダー平等を推進するためには、意思決定の場への女性参画を拡大するとともに、多様な人が関われる地域運営への転換が必要です。審議会等における女性登用目標の設定と進捗の可視化を進め、着実に取組を継続することが重要です。

また、千代田区は多様な背景をもつ人々が共存する地域である一方、町会・自治会等の地域組織では高齢化や担い手不足が進み、参画の偏りが課題となっています。地域文化の継承とあわせ、誰もが参画しやすい開かれた組織へと変化していくことが求められると考えます。そのために、町会・自治会等の地域組織へ様々な人が参画しやすくなるような取組・機会の創出を求めます。

提言8 平常時からのジェンダー平等の視点を取り入れた防災体制の確立を一層進めていく

防災分野においては、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた計画策定や訓練を行い、避難所運営や支援体制に反映させる必要があります。地域、防災、男女共同参画の各分野が連携し、災害時にも誰一人取り残さない体制を構築することを求めます。

提言9 ジェンダー主流化を徹底するとともに、男女共同参画センターMIWの機能強化を行い、地域団体等との連携を強める

第7次計画の実効性を高めるためには、全施策にジェンダーの視点を組み込むジェンダー主流化を徹底する必要があります。庁内の横断的な連携体制を強化し、関係部署が共通の認識を持って計画を推進できる仕組みを構築することを求めます。あわせて、民間事業者、大学、市民団体との官民協働を進め、男女共同参画センターMIWを活動拠点とした

ネットワークを形成することが期待されます。

成果の見える化を通じて区民への情報発信を強化し、計画の透明性と信頼性を高めることで、ジェンダー平等施策を区全体で支え、持続的に推進していく基盤を確立することが重要と考えます。

資料編

資料1 千代田区男女平等推進区民会議設置要綱

	平成12年4月16日12千総男女発第17号
改正	平成14年4月18日14千政国発第14号
	平成16年3月22日15千政国発第216号
	平成26年3月13日25千政国男発第233号
	平成27年4月1日27千地国男発第7号の6
	平成28年2月25日27千地国男発第285号
	令和4年4月1日4千地国男発第65号
	令和6年2月7日5千地国男発第182号

(設置)

第1条 千代田区がめざす多様性を認め合い、包摂する社会の実現に向けて、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等施策への提言や、「千代田区ジェンダー平等推進行動計画」の推進方策など、広く千代田区民、有識者等の意見を聞き、その成果を新行動計画の策定過程等に反映させるため、男女平等推進区民会議（以下「推進区民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進区民会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 「千代田区男女平等推進行動計画」の実施推進に関すること。
- (2) 新行動計画の策定に向けた、男女平等施策への提言・検討
- (3) その他、千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進区民会議は、次に掲げる者又は機関のうちから、区長が委嘱する20名以内のもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (4) 国及び地方公共団体の機関
- (5) 千代田区職員
- (6) その他区長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、概ね2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

2 委員は、千代田区女性活躍推進協議会（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項の規定に基づき組織する協議会をいう。）の構成員を兼ねるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進区民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、推進区民会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進区民会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進区民会議の庶務は、地域振興部国際平和・男女平等人権課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

2 推進区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

資料2 千代田区男女平等推進区民会議委員名簿

任期：令和6年8月30日～令和8年3月31日

役名	氏名	所属等
会長	坂本 文武	社会構想大学院大学コミュニケーション・デザイン研究科教授
副会長	鈴木 浩子	office CMC代表 日本薬科大学ビジネス薬科学科 教授
委員	金子 雅臣	一般社団法人 職場のハラスメント研究所 代表理事
委員	正木 順子	銀座プライム法律事務所 弁護士
委員	八尾 規子 ^{※1}	千代田区婦人団体協議会
委員	岸 啓子 ^{※2}	千代田区婦人団体協議会
委員	大井 あんぬ	千代田区民生・児童委員協議会
委員	不破 めぐみ	千代田区青少年委員会
委員	戸栗 大貴	千代田区教育委員会指導課 指導主事
委員	大津 志保	東京都労働相談情報センター 相談調査課長
委員	永野 達也	東京青年会議所 千代田区委員会
委員	大野 勇司 ^{※1}	東京商工会議所 千代田支部
委員	市橋 美紀 ^{※2}	東京商工会議所 千代田支部
委員	岩崎 徳子	NPO法人 共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク 副代表理事
委員	鈴木 清江	千代田区男女共同参画センター運営協議会 委員
委員	緒方 亜実	公募
委員	畑瀬 由美	公募
委員	森 三千代	公募
委員	森井 美木子	公募
委員	佐藤 尚久 ^{※1}	千代田区 地域振興部 文化スポーツ担当部長

委員	中田 治子 ^{※2}	千代田区 地域振興部 文化スポーツ担当部長
----	---------------------	-----------------------

※1 令和6年 第2回(令和7年2月18日実施)まで

※2 令和7年 第1回(令和7年6月18日実施)から

資料3 千代田区男女平等推進区民会議開催状況

回	開催日時・場所	議題等
1	令和6年8月30日(金) 18時30分～20時 区役所4階教育委員会室	(1) 第6次行動計画の進捗状況等 (2) ジェンダー平等の「見える化」について
2	令和7年2月18日(火) 18時30分～20時 区役所4階教育委員会室	(1) (仮称)「第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」策定の概要について (2) ジェンダー平等の「見える化」について
3	令和7年6月18日(水) 18時30分～20時 区役所4階教育委員会室	(1) 第6次行動計画の進捗状況等 (2) 千代田区ジェンダーに関する意識・実態調査について
4	令和7年11月17日(月) 18時30分～20時 区役所4階会議室A・B	(1) 千代田区ジェンダーに関する意識・実態調査結果(速報値) (2) 「第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」各目標に対する現状と課題分析 (3) 「(仮称)第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画」策定に向けた提言の構成 (4) 意見交換(グループワーク)-第7次計画に向けた課題の検討-

第7次千代田区男女平等推進行動計画に向けた提言

令和8年2月

千代田区男女平等推進区民会議

発行 千代田区地域振興部国際平和・男女平等人権課

〒102-8688東京都千代田区九段南1-2-1

電話03-3264-2111（代表）